

連携協力に関する協定書

日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会と学校法人電波学園 東海工業専門学校金山校は、土地家屋調査士分野の発展等のため連携協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、日本土地家屋調査士会連合会 中部ブロック協議会(以下「ブロック会」という。)と学校法人電波学園 東海工業専門学校金山校(以下「東工専」という。)が、土地家屋調査士業務に係る分野で連携協定することで、相互の発展と同分野の人材確保、人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 ブロック会と東工専が連携協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育訓練、研修等へのブロック会からの訓練生の受け入れ
- (2) 東工専で実施する教育活動への講師派遣
- (3) 東工専で実施する学校祭等付帯教育行事へのブロック会の協力
- (4) インターンシップの受け入れ
- (5) 土地家屋調査士分野の入職促進、人材育成活動協力
- (6) 土地家屋調査士業務に係る情報の交換及び交流
- (7) その他、ブロック会と東工専の協議に基づき実施する事項

(協議)

第3条 この協定書に定めるほか、連携に関する細目については、ブロック会と東工専の協議のうえ別に覚書事項として定める。
2 円滑な進展を図るため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

(情報保護)

第4条 ブロック会と東工専は、この協定に基づく連携・協力に当たり知り得た情報について、事前に相互の同意を得た情報以外を第三者に対して、開示または漏洩してはならない。

(協定の有効期限)

第5条 この協定書の有効期限は、連携協定締結日から当該年度末までとする。ただし、期間満了の3か月前までにブロック会、東工専のいずれからも改訂の申し入れがないときは、更にもう1年継続するものとし、その後の取り扱いもまた同様とする。

(適用)

第6条 本協定は、締結日から適用する。

(雑則)

第7条 この協定書に定めのない事項、またはこの協定の運用に関し疑義が生じた場合は、両者協議の上決定するものとする。

この協定の提携を証するため、協定書を2通作成し、双方署名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成27年 7月 3日

名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会会長
日本土地家屋調査士会連合会
中部ブロック協議会

会長 茶 谷 和 裕



名古屋市中区金山二丁目7番19号

学校法人電波学園
東海工業専門学校金山校

校長 鈴 木 茂 樹



津市河辺町3547番地2
三重県土地家屋調査士会会長
同副会長 神 戸 照 男

岐阜市田端町1番地12
岐阜県土地家屋調査士会会長
同副会長 大保木 正 博

福井市下馬二丁目314番地 司・調合同会館2階
福井県土地家屋調査士会会長
同副会長 加 藤 栄 一

金沢市新神田三丁目9番27号
石川県土地家屋調査士会会長
同副会長 丸 田 三智雄

富山市牛島新町8番22号
富山県土地家屋調査士会会長
同副会長 島 田 裕 己

覚 書

日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会（以下「ブロック会」という。）と学校法人電波学園 東海工業専門学校金山校（以下「東工専」という。）が締結した連携協力に関する協定書第3条に規定した覚書内容は、以下のとおりとする。

1. 東工専は、土地家屋調査士業界への入職推進を積極的に図ると共に業界入職希望者をブロック会に紹介するものとする。また、この紹介就職窓口を双方に設けるものとする。
2. ブロック会は、所属する各県土地家屋調査士会会員事務所等に関係する補助者等で測量教育等を希望するものを東工専に紹介する。
3. 東工専が設置する測量科1年課程、測量研究科1年課程及びその他関連学科に、ブロック会に所属する各県土地家屋調査士会の推薦するものが入学を希望する場合、東工専の入学募集要項に記載の入学金の50%及び入学検定料を免除する。
4. 前項1の入学希望者は、東工専の入学募集要項に従い、別紙様式のブロック会に所属する各県土地家屋調査士会会長発行の推薦書を添えて申し込むものとする。
5. ブロック会及び東工専は、土地家屋調査士業界の人材確保の為、双方の学校案内、ポスター等を施設内に常設または掲示すると共に業界人材確保、人材育成を目的とした双方の広報活動等に積極的に協力する。
6. 連携協力に基づく測量講習、土地家屋調査士業務に関する教育等の人材育成に係る経費については、訓練依頼者側が負担するものとする。原則として、その際の交通費、宿泊費は実費負担とし、講師料その他必要な経費については、双方で調整のうえ金額を決定する。
7. 本覚書に定めのない細目事項及び疑義が生じた場合は、ブロック会と東工専で協議のうえ決定する。
8. 本覚書の締結を以て、平成27年7月3日付け覚書を改定するものとする。

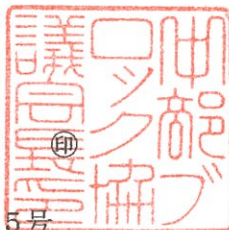
以上

令和2年4月7日

岐阜市田端町1番地12

岐阜県土地家屋調査士会会長
日本土地家屋調査士会連合会
中部ブロック協議会

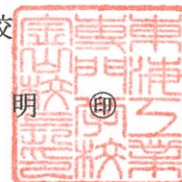
会長 大保 木 正 博



名古屋市中区金山二丁目7番19号

学校法人電波学園
東海工業専門学校金山校

校長 野 村 種 明



名古屋市西区新道一丁目2番25号

愛知県土地家屋調査士会会長
同副会長 伊 藤 直 樹

津市河辺町3547番地2

三重県土地家屋調査士会会長
同副会長 古 尾 圭 一

福井市下馬二丁目314番地

福井県土地家屋調査士会会長
同副会長 岩 坂 昭 宏

金沢市新神田三丁目9番27号

石川県土地家屋調査士会会長
同副会長 石 野 芳 治

富山市牛島新町8番22号

富山県土地家屋調査士会会長
同副会長 磯 野 豊